

改 正 案

現

行

<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第二章の二 構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書等（第十七条の十四の二 第十七条の十七）</p> <p>第二章の三 第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（免許の取消しの申請及び免許証の返納）</p> <p>第六条 一級建築士は、法第八条の二（第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 一級建築士は、法第九条第一項第一号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に、免許証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 一級建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 一級建築士が法第九条第一項（第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第十条第一項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から十日以内に、免許証</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第二章の二 工事監理報告書（第十七条の十五 第十七条の十七）</p> <p>第二章の三 第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（免許の取消しの申請及び免許証の返納）</p> <p>第六条</p> <p>一級建築士は、免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に、免許証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 一級建築士が死亡し、又は失そう宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失そうの届出義務者は、死亡又は失そう宣告の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 一級建築士が後見開始又は保佐開始の審判を受けた場合においては、それぞれ成年後見人又は保佐人は、その審判の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 一級建築士が法第九条前段又は法第十条第一項の規定によつて免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から十日以内に、免許証を国土交通大臣に返納しなければならない。</p>
---	---

を国土交通大臣に返納しなければならない。

(免許の取消しの公告)

第六条の二 法第九条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報で行うものとする。

- 一 免許の取消しをした年月日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
- 三 免許の取消しの理由

(処分の公告)

第六条の三 法第十条第五項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報で行うものとする。

- 一 処分をした年月日
- 二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
- 三 処分の内容
- 四 処分の原因となつた事実

(登録の抹消)

第七条 国土交通大臣は、免許を取り消した場合又は第六条第三項の届出があつた場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 (略)

(受験者の不正行為に対する措置に関する報告書)

第十七条

(新設)

(新設)

(登録の抹消)

第七条 国土交通大臣は、免許を取り消した場合又は前条第二項の届出があつた場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 (略)

(受験者の不正行為に対する措置)

第十七条 国土交通大臣は、不正の方法により一級建築士試験を受け又は受けようとした者に対して、当該試験を受けることを禁じ

中央指定試験機関は、法第十三条の二第二項の規定により同条第一項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五（略）

第二章の二 構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書等

（構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書）

第十七条の十四の二 法第二十条第二項の規定による交付は、第四号の二書式により行うものとする。

（工事監理報告書）

第十七条の十五 法第二十条第三項の規定による報告は、第四号の二の二書式による工事監理報告書を提出して行うものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十七条の十六 法第二十条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

の

イ（略）

ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該結果を記録する方法（法第二十条第四項前段に規定する

、又はその合格を無効とすることができる。

2 中央指定試験機関は、一級建築士試験事務の実施に関し前項に規定する国土交通大臣の職権を行うことができる。

3 中央指定試験機関は、前項の規定により第一項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五（略）

第二章の二 工事監理報告書

（新設）

（工事監理報告書）

第十七条の十五 法第二十条第二項の規定による報告は、第四号の二書式による工事監理報告書を提出して行うものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十七条の十六 法第二十条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

の

イ（略）

ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該結果を記録する方法（法第二十条第三項前段に規定する

方法による結果の報告を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- 二 (略)
- 2・3 (略)

(建築設備士)

第十七条の十八 法第二十条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者(以下「建築設備士」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 一・二 (略)

(添付書類)

第十九条 法第二十三条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、法第二十三条の二の登録申請書の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 建築士事務所に属する建築士の氏名並びにその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号を記載した書類

三 登録申請者(法人である場合には、その代表者をいう。以下

この号において同じ。)及び建築士事務所を管理する建築士(以下「管理建築士」という。)の略歴を記載した書類(登録申請者が管理建築士を兼ねているときは、登録申請者の略歴を記載した書類とする。)

- 四・五 (略)

(設計等の業務に関する報告書)

方法による結果の報告を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- 二 (略)
- 2・3 (略)

(建築設備士)

第十七条の十八 法第二十条第四項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者(以下「建築設備士」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 一・二 (略)

(添付書類)

第十九条 法第二十三条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、法第二十三条の二の登録申請書の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を記載した書類

三 登録申請者(法人である場合には、その代表者をいう。以下

本号中同じ。)及び建築士事務所を管理する建築士の略歴を記載した書類(登録申請者が建築士事務所を管理する建築士を兼ねているときは、登録申請者の略歴を記載した書類とする。)

- 四・五 (略)

第二十條の三 法第二十三條の六第四号に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

(新設)

一 当該建築士事務所に属する建築士の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号並びにその者が管理建築士である場合にあつては、その旨

二 当該事業年度において法第二十四條第二項の規定により意見が述べられたときは、当該意見の概要

2 法第二十三條の六に規定する設計等の業務に関する報告書は、第六号の二書式によるものとする。

3 法第二十三條の六各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同条に規定する設計等の業務に関する報告書への記載に代えることができる。

4 都道府県知事は、法第二十三條の六に規定する設計等の業務に関する報告書(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、その提出を受けた日から起算して五年間保存しなければならない。

(登録簿等の閲覧)

第二十條の四 法第二十三條の九第三号に規定する建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九條第二号に掲げる書類(法第二十三條第一項の規定による建築士事務所について

の登録に係るものに限る。)とする。

(新設)

(帳簿の備付け等及び図書保存)

第二十一條 法第二十四條の三第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 八 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又

(帳簿の備付け等及び図書保存)

第二十一條 法第二十四條の二第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 八 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又

は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該建築士事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の三第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 建築士事務所の開設者は、法第二十四条の三第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、当該閉鎖をした日の翌日から起算して十五年間当該帳簿を保存しなければならない。

4 法第二十四条の三第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した設計図書のうち次に掲げるもの又は工事監理報告書で、法第三条から第三条の三までの規定により建築士でなければ作成することができないものとする。

一・二（略）

5 建築士事務所の開設者は、法第二十四条の三第二項に規定する図書を作成した日から起算して十五年間当該図書を保存しなければならない。

（標識の書式）

第二十二條 法第二十四条の四の規定により建築士事務所の開設者が掲げる標識は、第七号書式によるものとする。

（書類の閲覧）

第二十二條の二 法第二十四条の五第四号に規定する建築士事務所の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつて

は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該建築士事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の二第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 建築士事務所の開設者は、法第二十四条の二第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿を保存しなければならない。

4 法第二十四条の二第二項に規定する国土交通省令で定める業務に関する図書は、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した設計図書のうち次に掲げるもの又は工事監理報告書で、法第三条から第三条の三までの規定により建築士でなければ作成することができないもの（作成した日から五年を経過したものを除く。）とする。

一・二（略）

（標識の書式）

第二十二條 法第二十四条の三の規定により建築士事務所の開設者が掲げる標識は、第七号書式によるものとする。

（書類の閲覧）

第二十二條の二 法第二十四条の四に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 建築士事務所の名称及び所在地

は、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所との別並びに当該建築士事務所の登録番号及び登録の有効期間

二 建築士事務所に属する建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号並びにその者が管理建築士である場合にあつては、その旨

2 建築士事務所の開設者は、法第二十四条の五第一号及び第二号に定める書類並びに前項各号に掲げる事項を記載した書類を、第七号の二書式により、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞なく建築士事務所ごとに備え置くものとする。

3 建築士事務所の開設者は、法第二十四条の五第三号に規定する措置を講じたときは、同号に定める書類を、遅滞なく作成し、建築士事務所ごとに備え置くものとする。当該措置の内容を変更したときも、同様とする。

4 前二項の書類に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該建築士事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の五の規定する書類に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスク等に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

5 建築士事務所の開設者は、第二項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、当該書類を備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間、当該建築士事務所に備え置くものとする。

二 建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

2 建築士事務所の開設者は、法第二十四条の四に規定する書類を、第七号の二書式により、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞なく建築士事務所ごとに備え置くものとする。

3 法第二十四条の四に規定する建築士事務所が行つた業務の実績及び建築士事務所を管理する建築士の建築士としての実務の経験並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該建築士事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同条に規定する書類への記載に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスク等に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

4 建築士事務所の開設者は、同条に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、当該書類を備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間、当該建築士事務所に備え置くものとし、当該建築士事務所間の営業時間中、同条に規定する建築士の求めに応じて閲覧させるものとする。

(書面の交付)

第二十二條の三 法第二十四條の六第一項第五号に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

2 建築士事務所の開設者は、法第二十四條の六第一項に規定する書面を作成したときは、当該書面に記名押印又は署名をしなければならぬ。

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十二條の四 第十七條の十六の規定は、法第二十四條の六第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、第十七條の十六第一項第一号及び第三項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、同条第一項第一号口及び第二号並びに第二項第二号中「結果」とあるのは「書面に記載すべき事項」と、同条第一項第一号口中「報告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(監督処分公告)

第二十二條の六 法第二十六條第四項において準用する法第十條第五項の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報で行うものとする。

一 監督処分をした年月日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名(当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名)、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

三 監督処分の内容

四 監督処分の原因となつた事実

(書面の交付)

第二十二條の三 法第二十四條の五第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

2 建築士事務所の開設者は、法第二十四條の五第一項に規定する書面を作成したときは、当該書面に記名押印又は署名をしなければならぬ。

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十二條の四 第十七條の十六の規定は、法第二十四條の五第二項において法第二十三條第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十七條の十六第一項第一号及び第三項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、同条第一項第一号口及び第二号並びに第二項第二号中「結果」とあるのは「書面に記載すべき事項」と、同条第一項第一号口中「報告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(新設)

(権限の委任)

第二十五条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一・二 (略)

二の二 法第八条の二の規定による届出(同条第三号に掲げる場合に該当する場合)の届出にあつては、第六条第一項の規定による免許証の提出を含む。)を受理すること。

三〃八 (略)

九 第六条第二項の規定による免許取消しの申請を受理し、同条第三項の規定による届出を受理し、並びに同条第四項の規定による受納をすること。

十 (略)

(権限の委任)

第二十五条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一・二 (略)

三〃八 (略)

九 第六条第一項の規定による免許取消しの申請を受理し、同条第二項及び第三項の規定による届出を受理し、並びに同条第四項の規定による受納をすること。

十 (略)